



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年2月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「トラックキャブ塗装工場更新計画」に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 株式会社 三菱ふそうトラック・バス 代表取締役社長 アルバート・キルヒマン
	指定開発行為の名称	トラックキャブ塗装工場更新計画
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区大倉町10番地 区域面積：約11,159㎡
	指定開発行為の目的	塗装工場の建設
	指定開発行為の内容	主な土地利用：新塗装工場棟 6,473.07㎡、屋外設備 33.00㎡、 緑化地 2,805.00㎡、構内通路・駐車場 1,847.93㎡、 延床面積：16,739.73㎡、鉄骨造、4階建て
	環境影響評価の手続経過	平成15年 10月21日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年 3月30日 条例環境影響評価審査書公告 平成16年 5月17日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	緑
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年2月2日（水）から 平成23年3月3日（木）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、幸区役所及び 中原区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	幸区役所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	- 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 - 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年3月3日 （郵送の場合は、平成23年3月3日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156